

広報 **なみえ** お知らせ版

(平成25年6月15日発行) No.24

浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さんへ、各種情報をお届けします。

※6月5日現在の情報を掲載しています。今後、内容が変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。

発行 浪江町役場復興推進課

〒964-0984
福島県二本松市北トロミ573番地
TEL 0243-62-4731
http://www.town.namie.fukushima.jp
*毎週土・日・祝祭日は開庁日です。

QRコード
ホームページの情報は携帯でもご覧いただくことができます。

QRコードをご利用ください。
浪江町公式フェイスブック・ページ「つながろうなみえ」町からのお知らせや写真などがご覧いただけます。

応急仮設住宅 (仮設住宅・借上げ住宅などの)住み替えについて

現在、災害救助法による応急仮設住宅(仮設住宅・借上げ住宅など)の住み替えについては、やむを得ない事情がある場合に限り1回のみ認められるものとなっております。詳細については次のとおりです。
(住環境改善や世帯分離による場合は認められません。)

1 貸主都合による住み替え
入居者に落ち度がなく、貸主の都合により退去しなくてはならない場合
(例)
●老朽化などにより住宅を取り壊す場合
●貸主が変わったことにより退去を求められた場合

2 遠方から地元方面に戻る住み替え
(1)県外から県内へ戻る場合
(2)就学、就労により遠方から地元方面に戻る場合
※転勤による住み替えは、就労先の業務上の都合によるもので、避難と判断することが困難であるため認められません。

3 やむを得ないと判断される場合

(1)病气・けがの場合
●2階以上に居住している避難者が、疾病等により階段の昇降ができなくなった場合
●居住に起因するストレスにより、精神疾患を患い、医師から住み替えの必要性を求められた場合

(2)事件・事故の場合
●ストーカーに住居を把握され、危険が迫っている場合
●隣人トラブルにより隣人から暴行を受けた場合、あるいは受けそうになった場合

問 生活支援課住宅支援係
TEL 0243-62-4736

「福島県借上げ住宅 特例措置」の受付延長

平成25年7月末日までに入居可能な物件(福島県内の民間賃貸住宅)についても受付が可能となりました。
なお、8月以降の受付については、現在、明確な結論が出ていないため、決定次第、改めてお知らせします。

問 生活支援課住宅支援係
TEL 0243-62-4736

「特設 登記・人権相談所」 「相続(遺言含む)の説明会」

福島地方法務局では、法務局職員、公証人、司法書士などによる相談所および説明会を県内19カ所で開催します。

相談は無料で、秘密は厳守します。
*事前予約は不要です。

▷相談内容

- 土地、建物の相続や登記に関すること
- 公正証書の作成に関すること
- 震災被害での困りごと
- いじめなどの人権問題に関すること
- 地代、家賃の供託に関すること

▷開催時間

「特設 登記・人権相談所」

10時～15時

「相続(遺言含む)の説明会」

1回目:10時30分～11時30分

2回目:13時30分～14時30分

問 福島地方法務局総務課 TEL 024-534-1941

▷日程

地域	開催日	場 所
福 島	6月29日(土)	福島地方法務局(本局)
	7月3日(水)	本宮市白沢公民館
	7月4日(木)	保原町中央公民館
	7月8日(月)	大玉村農村環境改善センター
	7月9日(火)	川俣町保健センター
	7月16日(火)	国見町観月台文化センター
	7月17日(水)	二本松市役所
相 馬	7月19日(金)	桑折町中央公民館分室
	6月29日(土)	福島地方法務局相馬支局
郡 山	7月15日(月)	南相馬市原町区福祉会館
	6月29日(土)	福島地方法務局郡山支局
白 河	7月9日(火)	田村市船引保健センター
	7月16日(火)	三春交流館「まぼら」
若 松	6月29日(土)	福島地方法務局白河支局
	6月29日(土)	福島地方法務局若松支局
いわき	6月29日(土)	会津美里町高田公民館
	6月29日(土)	福島地方法務局いわき支局
	7月2日(火)	広野町役場
	8月1日(木)	川内村コミュニティセンター

平成25年度 児童手当現況届は お済みですか

平成25年6月分からの児童手当を受けるには、今まで児童手当を受けていた方も含め、すべての方の現況届の提出が必要です。

現況届は毎年6月1日の状況を把握し、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

現況届を提出しないと、6月以降の児童手当を受け取る事ができなくなりますので、忘れずに提出してください。

▽お詫びと訂正

現在受給者の方へ送付している現況届の提出期限に誤りがありました。

(誤) 平成24年6月28日
(正) 平成25年6月28日

☎ 0243-62-0123
☎ 0243-62-0123

「介護老人保健施設 貴布祢」の除染作業 実施のお知らせ

町では、町内立ち入りの際の憩いの場として「介護老人保健施設貴布祢」を利用出来るよう

準備を進めています。

準備の一環として、除染作業を次のとおり実施します。

※憩いの場として利用出来る時期については、広報等で改めてお知らせします。

▽実施場所

介護老人保健施設貴布祢敷地内

▽施工期間

6月初旬～7月末

▽施工業者

(株)倉伸

☎ 福島環境再生事務所 浜通り

北支所 浪江担当

TEL 0244-26-9912

町長杯 「ゲートボール大会」 開催

ゲートボールで元気を取り戻し、交流を深めましょう。

▽日時 7月18日(木)

●受 付 9時～

●開会式 9時15分～

●競技開始 9時30分～

▽場所

二本松市郭内

屋内ゲートボール場

▽参加人数

30名

(定員になり次第締め切ります。)

▽参加資格

浪江町に在住していたゲート

ボール愛好者

▽申込方法

電話でお申し込みください。

▽締切日

7月5日(金)

▽主催

浪江町、浪江町教育委員会、浪江町中央公民館

▽主管

浪江町ゲートボール協会

申・☎ 浪江町ゲートボール協会

会長 愛沢 崇

〒964-0881

二本松市藤之前66-4

グランソレイユK0201号

TEL 090-8256-5809

申・☎ 浪江町教育委員会事務局

生涯学習係

〒964-0984

二本松市北トロミ573

浪江町役場二本松事務所

TEL 0243-62-0304

FAX 0243-22-4223

人権相談所を 開設します

長期化する避難生活などに伴うプライバシー侵害、いじめやDV、いやがらせを受けて困ったり、悩んだりしていませんか。

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、皆さんの相談に応じます。

相談は無料で、秘密は厳守します。

なお、開設中は電話での相談も受付けていますので、お気軽にご相談ください。

▽日時

7月2日(火) 10時～15時

▽場所

浪江町役場二本松事務所

(2階中会議室3)

▽当日専用ダイヤル

TEL 090-9030-1181

☎ 町民税務課住民係

TEL 0243-62-0129

「いのちの電話」 「こころの痛み」 話せる電話です

全国いのち電話のネットワークにより相談をお受けしています。(岩手県・宮城県・福島県・茨城県にお住まいの方の相談窓口です。)

通話は無料で(9月まで)、秘密は厳守します。

▽受付日時

毎日(※毎月10日は除く)

13時～20時

☎ 0120-556-189

▽実施団体

一般社団法人日本のちの電話連盟

滞納町税は早めに完納!

東日本大震災以前に課税された町税は、納税していただくようになります。

町税に未納がある方には、24年5月に「未納町税のお知らせ」で納付書と通知を送付しています。お手元に納付書がない方は、納付書を送付しますので、ご連絡ください。

☎ 町民税務課納税係
TEL 0243-62-0123(内165)

よりそいホットライン

電話相談の専門員がお待ちしています。ひとりで抱え込まずに、お電話ください。通話は無料で、秘密は厳守します。

▽受付時間 24時間

●岩手県・宮城県・福島県内の方

☎ 0120-279-226

●3県以外の都道府県の方

☎ 0120-279-338

▽実施団体

一般社団法人社会的包摂サポートセンター(厚生労働省 出資団体)

いわき市・郡山市内で 一時預かり保育の 利用ができます

楢葉町と富岡町のご協力により、一時帰宅に伴う一時預かり保育を利用できる施設が新しく増えました。利用は無料です。

■いわき市内で施設を利用する場合

- 楢葉町あおぞらこども園子育て支援センター
いわき市中央台飯野5-6-1
あおぞらこども園中央台仮設園舎
TEL 0246-38-3082

- ▷対象者 1歳児～小学6年生
- ▷利用日時 月曜～土曜日 9時～17時
- ▷定員 月・水・金曜日 5～6名
火・木・土曜日 8～10名
※小学生の利用は、通常、土曜日のみ。

■郡山市内で施設を利用する場合

- 富岡町とみたさくら保育施設
郡山市富田町若宮前32 TEL 024-935-1522

- ▷対象者 満1歳～未就学児童
- ▷受付時間 月曜～金曜日 9時～17時
- ▷利用日時 月曜～土曜日 8時～17時
- ▷定員 5名

- 富岡町こおりやま児童クラブ
郡山市南一丁目94 TEL 024-946-7585

- ▷対象者 小学1年～4年生
- ▷受付時間 月曜～金曜日 9時～17時
- ▷利用日時 月曜～土曜日 8時～17時
- ▷定員 月曜～金曜日 5名
土曜日 3名

※土曜日のみ、富岡町とみたさくら保育施設での預かりとなります。

■申込方法

- 初回
事前に浪江町で登録していただく必要があります。施設利用を希望される方には申請書類を送付しますので、まず浪江町へご連絡ください。登録が完了しましたら決定通知書を送付しますので、利用希望日については施設へ直接連絡し、申し込みをしてください。

- 2回目以降
提出書類はありませんので、利用希望日が決まりましたら直接施設へ連絡してください。

■施設への申込期限

- 楢葉町あおぞらこども園
利用希望日の1カ月前から1週間前まで
- 富岡町とみたさくら保育施設、富岡町こおりやま児童クラブ
利用希望日の2週間前まで

■注意事項

- 休業日や持参するものなどがありますので、予約の際に施設へご確認ください。
- 3施設とも1日に利用できる人数に限りがありますので、利用希望日が決まりましたら早めにご予約ください。

問 教育委員会事務局子育て支援係
TEL 0243-62-0170

「住宅」リ災証明書のご案内

町では、東日本大震災などで被害のあった住宅用家屋（以下「住宅」という。）を調査し、リ災証明書を発行します。

▽リ災証明書の必要な方

大学などの授業料免除、生活再建支援・地震保険の利用など制度上必要な方
※東電の賠償に提出するものではありません。

▽被害認定調査を申請できる方

●住家に居住する世帯主

- 住家の所有者
- 借家人の世帯主

▽調査の内容

立会いのもと、内部および外観の調査を行います。

また、希望により、外観のみの調査も行います（立会い不要）。

▽申込書の請求方法

用紙に次の必要事項を記入し、郵便にて請求してください。

- 「家屋被害調査申込書請求」と明記
- 請求者氏名、浪江町住所、避難先住所、電話番号

*返信用封筒（80円切手を貼り宛先を記入したもの）を同封

してください。

問 町民税務課課税係

（家屋被害調査担当）

TEL 0243-62-0123

下水道管被害調査のお知らせ

町では、公共下水道区の被害調査を実施します。

調査のため私有地内に立ち入らせていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、調査員は身分証明書を携帯します。

▽期間 6月～9月

▽調査業者

株式会社ひまわり

須賀川市森宿字道久19-1

TEL 0248-75-5133

問 復旧事業課上下水道係

TEL 0240-34-0234

JAXA「はやぶさ2」プロジェクト

（独）宇宙航空研究開発機構（JAXA）では、2014年に打ち上げを予定している小惑星探査機「はやぶさ2」に載せるメッセージなどを募集しています。
*詳しくはお問い合わせください。

▽応募締切

7月16日(火)まで

▽募集テーマ

- 未来に向けた夢や想い
- 東日本大震災からの復興に向けた希望や期待
- その他（自由テーマ）

問 JAXA「はやぶさ2」星の王子さまに会いにいきませんか

（一財）日本宇宙フォーラム

TEL 03-6206-4944

※（平日）9時30分～17時30分

URL <http://www.jspec.jaxa.jp/hottopics/20130329.html>

国道6号・288号などの特別通過交通制度が拡充されます

双葉郡内の帰還困難区域のうち、国道6号・288号の通過については、これまでインフラ復旧事業者などを対象としていましたが、下記のとおり町民の方の通院・通勤などの場合にも対象が拡充されます。

▷制度の開始日 6月17日(月)

▷通過できる場合(今回拡充)

町民の方が、通院・通勤などの目的で下記ルートを通過する場合で、町が必要と認めた場合

▷通行証発行の手続き

「帰還困難区域の特別通過交通申請書」を役場(二本松事務所・出張所)にご提出ください。審査の結果通

行が認められる場合には、通行証やステッカーをお送りします。

申請書は、ホームページからダウンロードするか、郵送しますので、ご連絡ください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

▷通行証の有効期間 最長3カ月

▷通行時間の制限 午前7時から午後7時の間

■通行ルート■

①国道6号



②国道288号～県道・町道～国道6号



☎生活支援課生活安全係 TEL 0243-62-0151

- ▽受付期間
 - 郵送または持参の場合
 - 7月23日(火)～31日(水)
 - インターネットの場合
 - 7月23日(火)～8月1日(木)
- も入国警備官を募集します。
- 仙台入国管理局では、本年度

平成25年度 入国警備官採用試験

▽第1次試験
9月29日(日)

*受験手続きなど詳しくはお問い合わせください。

☎仙台入国管理局総務課
TEL 022-256-6076

● 食中毒にご注意を ●

気温が上がり湿気が多くなる季節は、細菌性食中毒が増加します。食中毒は、その原因となる細菌やウイルスが食べ物について体内に入ることによって発生します。食中毒を防ぐために、細菌などを食べ物に「つけない」、食べ物についた細菌を「増やさない」、「やっつける(殺菌する)」3つの原則を守りましょう。

……………● 食中毒予防の3原則 ●……………

- 1 食中毒菌を「つけない」
手洗いを徹底しましょう。
(調理前、生の肉・魚・卵を取り扱う前後、トイレの後など)
調理器具はよく洗い、清潔に保ちましょう。
- 2 食中毒菌を「ふやさない」
食べ物は低温で保存し、調理後はできるだけ早く食べましょう。
- 3 食中毒菌を「やっつける」
加熱はしっかりと、食品の中心部まで火を通しましょう。
(目安は、中心部の温度が75℃で1分以上加熱です。)

☎健康保険課健康係 TEL 0243-62-0168